

平成16年度競争入札参加 資格審査申請受付情報

(No.6)

平成17年3月23日

中小企業官公需関係担当課 御中

競争入札参加資格審査申請の受付について下記の機関より情報提供がありましたので、送信致します。

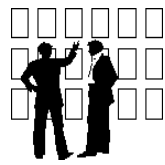
情報提供機関名

○日本郵政公社

全国中小企業団体中央会

<http://www.chuokai.or.jp/>

(連絡先:03-3523-4904(連携組織推進部))



オープンカウンタ 入札公告 入札者注意書

入札者注意書

日本郵政公社調達部門調達部

入札及びオープンカウンター方式は、日本郵政公社調達部門調達部（以下「甲」という。）から別に公告又は通知した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

1 入札書の記載方法

- (1) 入札書は日本語で記載すること。
なお、金額については日本国通貨とする。
- (2) 入札書は当社調達部門調達部所定の様式によること。
- (3) 記載項目は次のとおり。

ア 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額とすること。

入札金額には、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めること。

イ 品名（件名）

調達する物品等の品名（件名）として示したものとする。

ウ 年月日

入札・開札の年月日とする。ただし、入札書を事前に提出する場合及び郵便による入札の場合の日付は、入札書を作成した年月日とする。

エ 入札者氏名及び押印等

入札者氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、押印する印章は当部に届出のものとする。

外国業者にあつて押印の必要があるものについては署名をもって代えることができる。

業者コードは、競争参加資格審査結果通知書の番号とする。

2 入札書の提出方法

入札者は次の方法により入札書を提出しなければならない。

- (1) 入札日と開札日が同日の場合は、入札書を入札箱に投函する。
- (2) 入札書を入札書提出期限までに提出する場合は、入札書を封筒に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「 月 日開札「入札品名」の入札書在中」と記載しなければならない。
- (3) 郵便（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合は、上記(2)により作

成し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」から順に回数を記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、入札書の提出期限までに、入札公告に示した場所あて郵送（必着）しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

また、オープンカウンター方式の郵便による入札は認めない。

(4) オープンカウンター方式については、係別に示した開札日の入札締切時刻までに当部備え付けの入札箱に投函する。

(5) 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

3 代理人による入札

(1) 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに、入札日時（又は入札書の提出日時）までに委任状を提出しなければならない。

(2) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

4 入札書の無効

次の各号に一に該当する入札書は無効とする。

(1) 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者により提出された入札書

(2) 入札書受領期限（オープンカウンター方式については、係別に示した開札日の入札締切時刻）までに指示する場所に提出されない入札書（ただし、遅れた理由が甲にある場合を除く。）

(3) 委任状のない代理人により提出された入札書

(4) 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書

(5) 二人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書

(6) 同一の者により提出された2通以上の入札書

(7) 入札書が郵便で差し出された場合において上記2(3)に定める記載及び入札者に求められる義務で示した書類の添付のない入札書

(8) 記載事項が不備な入札書

ア 入札金額が不明確な入札書

イ 入札金額を訂正したもので、訂正印のない入札書

ウ 品名・数量が調達する物品の品名・数量として示したものと異なる入札書

エ 調達する物品の品名及び合価の記載のない入札書

オ 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書

カ 届出の印章の押印のない入札書

キ その他記載事項が不備又は判読できない入札書

(9) 明らかに連合によると認められる入札書

(10) 資格審査の申請を行った者から、資格審査の終了前に開札時までに資格を有すると認められることを条件として入札書を提出された場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの当該入札書

(11) その他入札に関する条件に違反した入札書

5 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符号しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

6 秩序の維持

(1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

(2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。なお、入札執行官が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

7 開札

(1) 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

なお、立会者は1名に限る。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

(3) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、契約責任者等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。

(5) オープンカウンター方式の開札結果は、入札締切後、速やかに当部事務室カウンターで発表するので、参加者は必ず立ち会うこと。

(6) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札（オープンカウンター方式を除く。）を行う。

なお、再度入札（オープンカウンター方式については、初度入札）を行っても落札者がいない場合には、予定価格に最も近い入札者と随意契約（見積合わせ）に移行するので見積書も複数枚用意しておくこと。

8 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、その入札が、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れが著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする可能性がある。

(2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない社員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(3) 契約責任者等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。

ただし、上記(1) ただし書きにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。

9 落札決定の取消

次の各号の一に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、甲が、正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

(1) 落札者が、甲から求められたにもかかわらず契約書の取り交わし（又は請書の提出）を行わないとき。

(2) 上記5の規定により入札書の補正をしないとき。

10 契約書（又は請書）の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わし（又は請書の提出）を行うものとする。

(2) 契約書（又は請書）において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(3) 契約書（又は請書）の作成

ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

イ 請書は1通作成し、甲で保管する。

ウ 契約書（又は請書）の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

ただし、契約書用紙（又は請書用紙）は甲から交付する。

11 競争参加資格を有していない者の手続き

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ 次の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

(エ) 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者

(カ) その他、公社に損害を与えた者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、支配人、代理人、その他の使用人として使用した者

(2) 日本郵政公社競争参加資格申請書の入手方法等

競争参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する者は、日本郵政公社又は支社企画部財務課等で競争参加資格申請書を入手し、速やかに資格審査申請を行わなければならない。

なお、国の全省庁統一資格を取得している者は、日本郵政公社競争参加資格を要しない。

【申請書の提出先】

日本郵政公社調達部門調達部調査担当 電話03-3504-4270

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期
 - ア 支払方法及び支払場所等
郵便振替による届出郵便振替口座又は銀行振込による届出金融機関口座
 - イ 支払時期等
契約の履行を完了し、検査に合格したときは、支払請求書を受理した日から40日（ただし、支払期日に当たる日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその前営業日）以内に支払う。
なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (4) 契約書を取り交わさない（又は請書を提出しない）場合においても、落札者は契約条項を承諾の上、確実に履行する。
- (5) 入札者は、甲が指定する日時までに、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案又は契約条項及び明細書を熟知しておくものとする。
- (6) 入札者は、入札後においては、入札書説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案又は契約条項及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (7) 監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査実施場所は、指定する日本国内の場所とする。